

令和3年度介護保険料の計算方法が一部変更となります

令和3年度の介護保険料について、税制改正に伴い計算方法が一部変更となりますのでお知らせします。

●**変更点**／第7～9段階の所得要件が下表の太字の部分のとおり変更となります。

北斗市第1号被保険者 介護保険料一覧表(R3年度)

段階	対象者	計算方法	月額	年額 (月額×12ヶ月)
1	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者の方、または、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方、生活保護の受給者の方	基準額×0.30	1,980	23,760
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50	3,300	39,600
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.70	4,620	55,440
4	世帯員に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税、かつ、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	5,940	71,280
5	世帯員に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税、かつ、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×1.00 【基準額】	6,600	79,200
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	7,920	95,040
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上 210万円未満 の方	基準額×1.30	8,580	102,960
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が 210万円以上320万円未満 の方	基準額×1.50	9,900	118,800
9	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320万円以上 500万円未満の方	基準額×1.70	11,220	134,640
10	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.90	12,540	150,480

問 保健福祉課高齢者・介護保険係[内線156～159]

「令和3年2月福島県沖地震災害義援金」のお願い

日本赤十字社北斗市地区では、令和3年2月に発生した最大震度6強の福島県沖地震災害により被災された方々への支援を目的とした義援金を受け付けております。

●**受付期間**／令和3年5月31日(月)まで

●**募金箱へ寄付していただく場合**

市役所社会福祉課・市民課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所、総合文化センターかなでる、せせらぎ温泉の7か所に募金箱を設置しています。

受領証の発行を希望される場合は、募金する前に各窓口へお申し出ください。

●**口座振込で寄付いただく場合**

下表に記載のいずれかの口座へ振り込んでください。

※郵便振替をご利用の場合は手数料が免除されます。そのほかの金融機関をご利用の場合は、手数料がかかる場合があります。

※ゆうちょ銀行をご利用の方で、受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。

※日赤本社金融機関口座をご利用の方で、受領証の発行を希望する場合は、日赤本社パートナーシップ

推進部(TEL03-3437-7081)に、住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名をご連絡ください。

●**その他**
救援物資の寄付は受け付けていませんので、ご注意ください。

■振り込み用口座一覧

あて先	口座番号	口座名義
・ゆうちょ銀行		
ゆうちょ銀行	普通 00190-1-673783	日赤令和3年2月 福島県沖地震災害義援金
・日赤本社		
三井住友銀行 すずらん支店	普通 2787561	日本赤十字社
三菱UFJ銀行 やまびこ支店	普通 2105559	
みずほ銀行 クヌギ支店	普通 0620480	

問 日本赤十字社北斗市地区事務局
(社会福祉課社会福祉係「内線177・178」)